## 第33回霧島市環境対策審議会 会議要旨

開催日時	平成 27 年 3 月 12 日 (木) 午後 1 時 30 分から午後 2 時 30 分
開催場所	霧島市国分シビックセンター 議会棟 3階 全員協議会室
出席委員	平田会長、石窪副会長、大坪委員、神崎委員、田中(セ)委員、田中(正)委員、
	谷口委員、辻委員、濵川委員、浜本委員、柳田委員
事務局	前田市長、塩川生活環境部長、中馬環境衛生課長、林元環境保全グループ長、
	山本主査、大保主査、水迫主事
公開•一部非公開	公開
又は非公開の別	公用
傍聴人数	2 人

## 協議内容

(1) 悪臭防止法に基づく規制方法及び規制地域の変更(案) について

協議における主な意見等の概要及び事務局からの回答

- (1) 悪臭防止法に基づく規制方法及び規制地域の変更(案) について 事務局より配付資料に基づき説明
- ① 資料1の取り組み状況の中で、平成27年1月16日に臭気指数等測定協力事業者へ配付した資料はパブリックコメント時に使用した資料とのことであるが、それはどの資料のことか。
  - ⇒ パブリックコメントで用いた資料は第32回霧島市環境対策審議会で委員に配付した資料であるが、公表できない部分とスケジュールを除いたものになる。それ以外はすべて同じ資料を使用している。
- ② 前回、明らかに臭気指数の数値が高いところが数社あったが、そういうところに対して、今後は 苦情が出てから対応するのか、それとも、事前に改善や要望を伝えるのか。
  - ⇒ 測定結果を配布した背景のひとつに臭気指数の数値の高いところに対して、規制方法を変更する上で、現状を把握していただく一面がある。さらに、基準と照らし合わせ何か改善できないかというところを今後、お願いする場合もある。しかし、場所によってはその基準値を超えていても、生活環境に影響がないということであれば、指導の対象等にならない。一部、数値が超えていた場所は山間部や周りに住居が無いということもあるので、すべてに対して改善を求めて資料の送付等をおこなったわけではない。
- ③ パブリックコメントの内容をみると、何かあった場合にどこに伝えれば良いのか、苦情申立ての手続きがわからないというものがあった。また、規制範囲について市民の方が誤解されているように見受けられる。市内全域が規制地域になることが理解されるよう、今後、市民に対して周知するスケジュールが組まれているので、この2点について工夫した資料にしていただきたいと要望する。
  - ⇒ 本年4月からの周知期間では、苦情等を受ける窓口がどこであるかということ、また、変更案の中で、規制地域が市内全域であることを含めて周知を図っていきたいと思う。
- ④ 前回の審議会資料で、霧島市の悪臭苦情状況についての数値をみると、およそ65%の苦情が、事業者以外、あるいは地域外の苦情になっている。つまり、事業者や企業からの悪臭ではないものに対しての苦情が65%を占めているという事実を勘案されてパンフレット等を作っていただきたいと願っている。行政として法律外からの苦情ということで、悩み、苦労する項目である現状だと思うが、その辺りを注意してパブリックコメントをされていく場合にはわかりやすいパンフレットにしていただきたいと思うので、よろしくお願いする。
  - ⇒ 法の対象にならない一般の世帯からの臭気、たとえば、野焼きの煙の問題でもいろいろな苦情が多く寄せられている、そういうものも含めて生活環境に及ぼす影響等を考慮したものへの対処として周知したいと思う。
- ⑤ 悪臭防止法の第10条の事故時の取り扱いについて、いろいろ義務を課しているが、事故を起こした場合の告知義務と事故とはどの範囲のものを考えているのか。原因不明で悪臭が漏れているも

のも事故の範囲となるのか。また、責任が事業者や企業にある場合は全て事故と考えてよいのか。 さらに、事故というのは天災や作為によって発生したものなど全て含めるのか。概念的に捉えてい るのであれば、お教え願いたい。パンフレット等を作成する場合にこのことについて告知すること が大事だと思う。

- ⇒ 事故の範囲について、事故とはたとえば、悪臭原因物質を製造している施設や悪臭原因物質の 処理施設などいろいろあると思うが、その施設等の故障や破損などがあった場合等は事故に含ま れると考えている。また、その中で人為的な原因によるものも事故に含まれると考えている。そ の他、地震、火災等も事故のひとつに含まれるのではないかと考えている。
- ⑥ 27年度からパンフレットの作成、配布等と具体的なところになるが、その場合に前回配付された資料の中に環境省の「においの評価パンフレット」があったが、このパンフレットを使用するのか。または、このようなパンフレットを使用するのか。
  - ⇒ パンフレットの具体的なことについては現段階では考えていない部分もあるが、においの強さをいかに住民の方、事業者に伝えるかといった場合に「においの評価パンフレット」もひとつの 目安、資料として考えている。
- ① ここで問題なのは、環境省では「これくらいの強さのにおいのものを臭気指数では25である。」というようにしてあるが、ここで論議しているのは悪臭防止法に基づくものである。「においの評価パンフレット」の一番高い臭気指数45でにんにくを炒める時のにおいとあるが、人によってはとても心地よいにおいだと思う。逆に、臭気指数では下の方にあるタバコのにおいであるとか、ガソリンのにおいなどは明らかに人体に害を及ぼすにおいである。

臭気と悪臭というものをしっかり分けた上で、「精神的にも肉体的にも本当に住環境として害を明らかに及ぼすものであろうというものを悪臭といいます。」というようなものを付けた上で、人体や周りの環境が悪くなっていくようなものを選んで、臭気指数の評価パンフレットの中に載せていただきたい。

「においの評価パンフレット」には花の香りも載っているが、不快に感じるほどの強い香りとやわらかな季節を感じるものが、もしかすると同じくらいの臭気指数になっているかもしれない。その辺りのところはしっかりと分けないと誤解を招くのではないかと思う。

- ⇒ 委員ご指摘の通り、環境省の「においの評価パンフレット」掲載の梅の花などのイラストは、 このまま掲載すると誤解を与えかねないので、住民の方に誤解を与えないようしっかりとした内 容のものを作成したいと思う。
- ⑧ 悪臭防止法には罰則規定があるが、たとえば8条の市長の命令を聞かなかった場合は懲役1年や 罰金100万円など非常に厳しい法律になっているが、これは、略式命令で出せるのか。
  - ⇒ 苦情等があった場合の対応だが、一般的に原因の発生している事業者にだけと思われがちであるが、逆に、苦情申出人に対する対応も必要になると思う。悪臭防止法の対象にならないものもあることを当然理解してもらわなければならないと思う。また、匿名の場合、こちらも対応が難しいので、名前や住所等の情報を求めたいと思う。当然、情報を外部に出すことはない。さらに、法では改善勧告、その後、改善命令の手続き、この指示に従わない場合は告発という手続きとなるが、改善勧告や改善命令については事業者にその施設の改善を促す手段にはなるが、苦情処理という観点からはその前に技術指導などが大事になってくるのではないかと思う。そのため、いきなり改善勧告、改善命令をおこなうのではなく、それ以前に指導や相談といった作業が出てくると思う。

今回お願いしたのは臭気の測り方の変更と地域を見直すということが大きく変わったところであり、それに対し、臭気に対する苦情の処理については今まで通りのやり方ということになるということを理解していただきたいと思う。

## 配付資料

- ① 取り組み状況
- ② 事業者への配付資料